

入 札 説 明 書

Microsoft 365 ライセンス調達及びアカウント管理業務委託

(令和 8 年 9 月 4 日付け公告分)

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課

入札説明書

この入札説明書は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）、埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）、本件調達に係る入札公告のほか、埼玉県が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 購入等案件名及び数量

Microsoft 365 ライセンス調達及びアカウント管理業務委託 一式

(2) ライセンス数及び期間

18,000 ライセンス（令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日・12 か月分）

(3) ライセンス納入期限

ライセンス期間開始前までに納入すること。

(4) 納入場所

埼玉県教育局県立学校部 ICT 教育推進課長が指定する場所

(5) アカウント管理業務委託期間

令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日

2 競争入札参加資格の確認

本件入札に参加できる者は、次のとおり本件入札に係る参加資格の確認を受けた者に限るものとする。

- (1) 競争入札参加者のうち、埼玉県で物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 6 年埼玉県告示第 833 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級格付け申請をしていない者は、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票（様式 10）（以下「審査申請書」という。）を令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時までに県入札審査課に提出し、資格審査を受けなければならない。ただし、この申請は通常の競争入札参加資格申請の例外となるため、入札参加資格を得ても参加できるのは本案件のみとなる。また、入札の方法は紙によるものとする。

- (2) 競争入札参加者は、「一般競争入札参加資格等確認申請書（様式 1-1）」（以下「確認申請書」という。）及び「一般競争入札参加資格等確認票（様式 1-2）」（添付資料を含む。）を作成して、次のいずれかの方法により、令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時までに提出しなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」（以下「電子入札システム」という。）により入札する場合は、同システムから確認申請する。

添付書類については、郵送又は持参による提出を認める。この場合は、後記 13(3)の担当窓口で郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

イ 紙媒体の入札書を郵送または持参により入札する場合は、後記 13(3)の担当窓口で

郵送又は持参する。なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

- (3) 競争入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 10 月 8 日（木）までに「一般競争入札参加資格確認通知書」（以下「確認通知書」という。）により通知する。
- (4) 確認通知書の交付を受けている競争入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (5) 入札日において資格を取得していない場合は、入札に参加する資格を有しないものとする。
- (6) その他
 - ア 確認申請書を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 埼玉県は、提出された確認申請書等を、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された書類は返却しない。
 - エ 埼玉県が補正指示した場合を除き、提出期限日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - オ 確認申請書等に関する問い合わせ先は後記 13(3)に同じ。

3 入札説明書等に関する質疑

- (1) 入札説明書、仕様書などに対する質問方法は次による。
 - ア 質問票の受付

質問は、令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時までに、質問票（様式 5）を後記 13(3)のメールアドレス宛てに、電子メールにより提出し、その旨を電話連絡すること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。
 - イ 質問票への回答

令和 8 年 9 月 24 日（木）までに、入札情報公開システムに質問及び回答を掲載する。
- (2) 入札説明会
開催しない。

4 入札保証金

別紙 1「入札保証金について」のとおり。

5 入札書の提出に係る留意事項

- (1) 競争入札参加者又はその代理人（以下「競争入札参加者等」という。）は、入札説明書、仕様書、契約書（案）及びその他の配布資料を熟覧の上、入札しなければならない。
- なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 郵送により入札書を提出する場合は、事前に後記 13(3)の担当窓口で電話連絡すること。

- (4) 競争入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。
- (5) 競争入札参加者等は、仕様書に明記した一切の諸費用を含めた上で、入札金額を見積もること。
- (6) 競争入札参加者等は、契約書（案）に基づき契約金額の支払方法等の契約条件を十分考慮した上で、入札金額を見積もること。
- (7) 入札書の提出期限等
 - ア システムを利用する場合
 - (ア) 提出期限
令和8年10月14日（水）午前10時30分まで
 - (イ) 提出方法
システムから入札する。
 - イ 紙媒体の入札書を郵送する場合（システム未登録者に限る。）
 - (ア) 提出場所
13（3）の場所
 - (イ) 提出期限
令和8年10月13日（火）午後5時まで
 - (ウ) 提出方法
書留郵便とし、上記期限内に必着とすること。
 - ウ 紙媒体の入札書を持参する場合（システム未登録者に限る。）
 - (ア) 提出場所
13（3）の場所
 - (イ) 提出期限
令和8年10月13日（火）午後5時まで

6 紙媒体の入札書について

- (1) 競争入札参加者等は、入札書を郵送又は持参により提出する場合には、様式2による入札書に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。
 - ア 調達案件名（Microsoft 365 ライセンス調達及びアカウント管理業務委託）、数量、履行期間、履行場所、くじ入力番号（任意の数字3桁）、入札書の提出年月日
 - イ 入札金額
 - ウ 競争入札参加者本人が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先
 - エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合はその所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先並びに当該代理人の氏名及び連絡先

なお、代理人が入札する場合は、様式3による入札権限等に関する委任状も併せて提出しなければならない。
- (2) 競争入札参加者等は、入札書を郵送又は持参により提出する場合には、入札書を二重封筒に封入して提出しなければならない。その際、外封筒の封皮には「令和8年10月14日開札 Microsoft 365 ライセンス調達及びアカウント管理業務委託の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書しなければ

ならない。また、再度入札を1回まで行うので、中封筒の封皮に「① 入札」・「② 再度入札」・「入札辞退届（様式4）」（途中で辞退する場合）の区別を記載し、「① 入札」の中封筒には確認通知書の写しと入札書を、その他の中封筒には入札書又は入札辞退書を入れて密封しなければならない。

- (3) 競争入札参加者等は、入札書の記載事項を訂正がある場合は、首標金額以外の訂正に限る。

7 開札の執行について

- (1) 開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課

イ 日時

令和8年10月14日（水）午前11時

- (2) 注意事項

ア 入札に参加する者が1人であっても、入札は執行する。

イ 開札は電子入札システムにより行うため、立会いは不要である。

8 落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムに入力し、又は入札書に記載した3桁のくじ番号により電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (2) (1)の同価の入札をした者のうち、入札書にくじ番号を記載していない者があるときは、立会い職員がこれに代わってくじ番号を入力し、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに落札金額を、全ての入札者に通知する。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

9 再度入札

- (1) 開札の結果、競争入札参加者等の入札のうち、予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札を行う場合、電子入札システムによる入札をした競争入札参加者等には、電子メールにより再度入札の通知が届くので、通知に従い入札書提出の操作を行うこと。
- (3) 郵送又は持参の方法により入札をした競争入札参加者等は、入札書提出時に既に再度入札分を含めて提出済みのため、再度入札の手続は必要ない。
- (4) 再度入札は1回まで行う。再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

10 契約保証金

別紙2「契約保証金について」のとおり。

11 契約書の作成

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(2) 埼玉県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、契約は確定しないものとする。

(3) 電子契約を行う場合

本調達の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

12 契約条項・支払条件

別添契約書（案）による。

13 その他必要な事項

(1) 競争入札参加者等及び契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、全て当該競争入札者等及び契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札執行権者

所属名称 埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課

職・氏名 課長 櫻井 裕一

(3) 本件調達に関しての担当窓口

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号（県庁第二庁舎 10 階）

（機関名）埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課企画・総合調整担当

担当者：高見

（電話番号）048-830-6640（直通）

（メールアドレス）a6640-03@pref.saitama.lg.jp

(4) 確認通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、次のいずれかの方法により行うこと。

ア 「電子入札システム」による場合

令和 8 年 10 月 14 日（水）午前 10 時 30 分までに、同システムにより、辞退処理を行うこと。

イ 郵送の方法による場合

令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 5 時までに、「入札辞退届」（様式 4）を上記(3)の場所に提出すること。

なお、郵送による場合には、書留郵便に限る。

ウ 持参の方法による場合

令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 5 時までに、「入札辞退届」（様式 4）を上記(3)の場所に提出すること。

(5) 受注後、速やかに年度ごとの金額内訳書を提出すること。

なお、様式は別途協議するものとする。

14 選定のスケジュール

日程	内容
令和8年 9月4日（金）	入札の公告、入札説明書等の配布開始
9月11日（金）午後5時	仕様書等に関する質問受付期限
9月24日（木）	仕様書等に関する質問への回答
9月30日（水）午後5時	入札参加資格確認申請書の提出期限
10月8日（木）	入札参加者資格審査結果の通知
10月13日（火）午後5時	郵送又は持参による入札書等の提出期限
10月14日（水）午前10時30分	電子入札システムによる入札書等の提出期限
10月14日（水）午前11時	開札

入札保証金について

1 競争入札参加者又はその代理人（以下「競争入札参加者等」という。）は、後記 9 及び 10 により入札保証金を免除される場合を除いては、入札書の提出期限までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い埼玉県に納付しなければならない。

2 入札保証金等の額は、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額とする。

3 上記 1 の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	銀行等 [※] が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等 [※] が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等 [※] に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等 [※] の保証	その保証する金額

※ 上記ウ～カの「銀行等」とは、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合、その他の貯金の受入れを行う組合をいう。

4 競争入札参加者等は入札保証金を納付する場合には、埼玉県が発行する「納付書兼領収書（3 枚綴り）」により、入札保証金相当額（上記 2 の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付する。この場合には、納付済み「納付書兼領収書」の写しを、入札書の提出期限までに提出するものとする。

5 競争入札参加者等は、上記 3 に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合には、様式 6 (1)「保管有価証券納付書」に必要事項を記入の上、入札書の提出期限までに提出するものとする。

6 入札終了後、埼玉県は、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付するものとする。

(1) 上記 4 の方法による場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した請求書により還付する。

(2) 上記 5 の方法による場合には、様式 6 (3)「保管有価証券還付請求書」により還付する。

7 落札者が納付した入札保証金等については、契約締結後、上記 6 により還付する。

ただし、入札保証金等を上記 4 により納付した者が、契約保証金等を同様の方法により納付する場合は、これに充当する。

8 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときは埼玉県に帰属する。

9 入札保証金の免除を受けられる場合

以下の(1)～(4)に該当する場合には、入札保証金の免除を受けることができる。

(1) 国又は地方公共団体と国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を令和 6 年 4 月 1 日以降に 2 回以上全て誠実に履行した場合（埼玉県財務規則第 93 条第 2 項第 3 号）

(2) 埼玉県電子入札共同システムから入札をする場合で、過去において契約を誠実に履行した実績を有する場合（同第 4 号）

(3) 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合（同第 1 号）

(4) 銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をした場合（同第 2 号）

10 入札保証金の免除を受けるための手続

上記 9 (1)～(4)に該当するものとして、入札保証金の免除を受ける場合には、以下の手続をとること。

(1) 上記 9 (1)又は(2)に該当する場合

様式 1－1 添付資料「契約の履行について」に必要な書類を添付して、確認申請書の提出期限までに入札説明書の 13(3)に示す場所に提出すること。

(2) 上記 9 (3)に該当する場合

様式 7 (1)「保証保険証書納付書」に必要事項を記入し、当該保険証書を添えて、入札書の提出期限までに入札説明書の 13(3)に示す場所に提出すること。

この場合、契約の相手方が決定したときは、埼玉県は、様式 7 (3)の「保証保険証書還付請求書」により当該保険証書を還付する。

(3) 上記 9 (4)に該当する場合

当該事実(「契約保証の予約」の事実)を証する書類を、入札書の提出期限までに入札説明書の 13(3)に示す場所に提出すること。

契約保証金について

- 1 契約の相手方は、指定の期日までに、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額の契約保証金または契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続きに従い埼玉県に納付しなければならない。

- 2 前記 1 の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	銀行等*が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等*が引受け、保証又は裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等*に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等*又は保証事業会社の保証	その保証する金額

※ 上記ウ～カの「銀行等」とは、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合、その他の貯金の受入れを行う組合をいう。

- 3 契約保証金の免除

次に掲げる場合には、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 契約の相手方が、財務規則第 81 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、保険会社との間に埼玉県を被保険者とする契約保証保険契約を締結したとき。

この場合には、当該保険証書を様式 8 (1)「保証保険証書納付書」に添付して、契約締結時までに提出しなければならない。

この場合、契約の履行完了後、当該 8 (2)「保証保険証書受領書」を添付した当該 8 (3)「保証保険証書還付請求書」により当該保険証書を還付する。

- (2) 契約の相手方が、財務規則第 81 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、契約保証金の納付の免除を希望したとき。

この場合には、次の条件をすべて満たす契約書の写し及び履行を証明するもの「(様式 1－1 添付資料) 契約の履行について」を契約締結時までに提出しなければならない。

ア 過去 2 年の間に、国又は地方公共団体との契約を誠実に履行した者。

イ アの契約内容が今回競争入札に付する役務と、種類及び規模をほぼ同じくするものであること。

ウ ア・イを満たす契約が、過去 2 年の間に 2 回以上履行（契約の相手方は必ずしも同一でなくてもよい。）されていること。

- 4 契約の相手方が納付した契約保証金等については、契約に基づく給付が完了したとき、

その他これを返還する事由が生じたとき、埼玉県は請求書、様式８（３）（契約用）「保証保険証書還付請求書」又は様式９（３）（契約用）「保管有価証券還付請求書」によりこれを還付する。

ただし、契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金等は埼玉県に帰属する。